

資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の資金運用は定款第7条の定めに基づき、この「資金運用規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、この法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 定款第5条第2項により理事会の決議を経て、評議員会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 前条第1号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

(1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)

(2) 元本保証の円建て金銭信託

(3) 日本国債

2 前項にかかわらず、理事会がこの規程第4条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(理事会・評議員会への報告)

第6条 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。